当営業部ト

(1) 当部従来九州ニ於ケル事務ハ本店大阪ヨリ常ニ
書面ニ依リ之ヲ処理シ来リシモ各地ノ取引ヲ
敏活ニ処スルニハ仍ホ不便ノ点少カラス

(2) 我九州ニ於ケル営業ヲ更ニ拡張スルハ
最モ十分ナル手加ヘヲ要スルヘシ
仍テ本案ニ提出シ度ニ付御考慮ノ上
可然御指図相成度

(3) 金二億円

(4) 本日大谷ニ於テ金二百円ヲ本取ニ託シ
総テ左ノ如ク支払ヒタル事ヲ報告ス
但シ其内ニ
起立商会ニ送リタル分ハ仮払トシ後日
ニテ其筋ヨリ之ヲ証スル書類ヲ得タル
時ニ本勘定ニ振替ル事ト
(以上)